

令和5年度第2回文化財保護委員会会議録

日 時：令和6年2月20日（火）

午後1時から

場 所：金津本陣 IKOSSA 3階

市民文化研修センター 大ホール

（日程）

1. 文化学習課長あいさつ
2. 議題
 - （1）あわら市指定文化財の変更について（諮問）
3. 報告
 - （1）令和5年度文化財保護事業報告について
 - （2）文化財保存活用地域計画の策定について
4. その他

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長野 栄俊
籾内 昭男	川波 久志	能美 進

（欠席委員）

藤川 明宏

（事務局）

文化学習課長 早見 孝枝	郷土歴史資料館館長 松永 都美
郷土歴史資料館副館長 九千房 英之	文化財専門調査員 車谷 航

【文化学習課長あいさつ】

【議題1】あわら市指定文化財の変更について（諮問）

（事務局から説明）

委員長：指定取り消し、種別の変更があり、そして、それに伴う指定番号の変更という3項目について事務局から説明があった。まず指定取り消し2件について、ご意見を伺いたい。

委員：異議なし。

事務局：例えば吉崎山古絵図は、原本忠実に実は写してあるわけではなく、作者の想像が加えられている箇所が見られる。そうした恣意的な変更が加えられており、文化財としてはふさわしくないとと思われる。

委員：指定取り消しとした場合、この資料は今後どうなるのか。

事務局：指定取り消しになったからといって、資料的価値が落ちるわけではなく、使えないわけではない。逆に、文化財だということを出すのはためられていたが、参考資料として、例えば学校などに持参して児童に見せるなどして、教育の現場で積極的に使っていきたい。また、イメージをさせるものとして、いろんな企画展示とかにも活用するなどして、使っていきたい。

委員：この場で取り消しということを決めることになるのか。

事務局：この後、教育委員会に答申という形で提出し、教育委員会の認定を受けた上で、取り消しの告示を出すという流れになる。それで取り消しとなる。

委員長：抹消については、事務局から説明があったようなきちっとした方針が立てられていれば問題ないと思う。よろしいか。

委員長：次に2点目。指定種別の変更についてはどうか。8件ある。

委員：提示された表について、種別の「工芸」とあるのは、「工芸品」にした方がよい。また、「無形民俗」は「無形民俗文化財」に。「書籍・古文書・典籍」とあるが、「書籍・典籍・古文書」が望ましい。

委員長：4番の西国三十三カ所観世音について。これを彫刻から建造物に変更しようとする、文化財としての名称の変更も必要となってくるのではないか。

事務局：その場合どういう名称が望ましいか。

委員長：石龕であることを明記すべきではないか。

事務局：名称変更となると、地元の所有者の了解が必要となる。この場合、宮前公文区になるが、区と協議する形になると思う。以前、多賀谷左近の墓を、墓所するべきではないかという意見をいただいたとき、管理団体から反対があった。今後、地元で打診し、その了解が取ればまた変更を今後考えるという形にし、今回はこのままの名称としたい。今後の課題として検討させていただきたい。

委員長：承知した。

委員：熊坂大仏について。この資料については、彫刻的技法よりも、歴史的意味合いに重点が置かれていると思うが、種別変更となった場合、彫刻として価値があるということになる。熊坂大仏は彫刻として指定に値するか。

事務局：幕末に作られたもので、歴史的背景の価値が高いということで指定されている。その場合、やはり歴史資料として残した方がよいか。

委員：熊坂大仏については、概説書がついているが、この概説を読む限りではその仏像の技法を評価している文章にはなっていない。むしろ歴史的な評価を行っている。

委員：このまま歴史資料でよいのではないか。

委員長：意味合いとしては、歴史資料としての意味合いが強いというので、指定されたと思うから、それは現状維持でいいと思う。

委員：初めて熊坂大仏のパンフレットを見たとき、採色はされていなかったように記憶しているが。

事務局：これは地元で採色をしている。市としては関与していない。では、議論を踏まえて本資料は種別を変更しないで、歴史資料としておきたい。

委員長：今、話のあった熊坂大仏は、種別変更はしないでおくという決定でよろしいか。以上の点で、三十三カ所の名称については、建造物に変更したそれについての名前については地元の人とも話し合ってからまた検討すると。熊坂大仏は歴史資料のまま。このような変更で、進めるということをご了解いただけるか。

委員：異議なし。

委員長：指定番号の変更についてはどうか。

委員：指定番号は、基本的には指定年月日の古い順かなと思っていた。しかし同じ場所にあったりする場合には、例えばどうなるのか。

事務局：同じところにあった場合は、連番にする。例えば本荘春日神社の仏像などは同日指定なので極力近い番号にしている。だが、後日関連したもので指定になった場合は、優先されるのが指定年月日になるので、全く違う番号を振っている。もし、市指定が県指定に上がっても、そこは欠番になり後から穴埋めすることはない。取り消しになった場合も同様である。管理上の問題があるので、通し番号を別個に入れていきたい。

【報告1】令和5年度文化財保護事業報告について

(事務局から報告)

委員長：何かご意見や、ご質問をお願いしたい。

委員：千束一里塚の被害は？

委員：一番大きな枝が折れた。南側の方に伸びる枝が落ちた形になる。上の方は割とまだ形が残っている。

事務局：折れた枝については切断した。共倒れで落ちてしまっているものもあり、その部分とかろうじて接続している部分は切断して、残りの部分も、落ちた枝をすべて処理した。

委員：折れた枝だけでなく、ほかにも朽ちているところがあるのではないか。

委員：大分中は朽ちている。できるだけ早いうちに支えを作り、枝同士をお互いに待たせる処置をしないと、台風が来たとき被害が出る可能性が高い。

事務局：令和6年度に、県に7年度要望を出して、県指定文化財なので、補助事業として補修していきたい。

委員：早急に県へ要望を出さないと、その間にほかの場所に被害が出る可能性があるのではないか。

事務局：難しいのは、千束一里塚は史跡としての指定なので、木が天然記念物として指定されているわけではない。木は史跡の構成要素のひとつではあるが、難しいところである。

委員：樹齢はどのくらいか。

委員：江戸時代の初期。400年ほどか。

委員：具体的にはわからないが、そのくらいかもしれない。2代目の木であっても、もう100年以上は間違いはない。明治以降ということは絶対ない。そのようなことで、中はほぼ空洞となっていると思われる。

委員：発掘報告書について、どのような体制で遺物整理等を行っているのか。

事務局：会計年度職員5人で遺構のトレースや遺物の実測などを行っている。

委員：本来なら発掘した遺跡について人たちの関心があるときのうちに報告書を出さないといけない。ずっと後になって報告書が刊行されても何の意味もないという形になりかねない。そのあたりを心掛けてほしい。

事務局：承知した。

委員：やはり問題となるのは、横山古墳群。国指定に持っていくためには、県に任せるだけでなく、市が主体的に動かなければいけない。そのうえで、県に働きかける。特に継体天皇の「地元」といわれるように、あわら市にとって横山古墳群は大きな柱であるから。

委員：県にとって困るのは、指定範囲の問題。横山については全体がまだ詰め切れていない。その辺の作業を市が主体的にやると県にアピールしなければいけない。それをやるから国の史跡に何とか持って行って欲しいというそういう働きかけをしなければいけない。

事務局：横山古墳群と吉崎御坊、どちらの方を優先すべきか。こちらも横山の重要性は十分認識しており、先に進めたいと考えているが、同じように吉崎御坊をきちっと明らかにするというのも市としては大事な使命だと考えている。しかし残念ながら現状のマンパワーで両方同時並行できるだけの力はなく、おそらくどちらかが、優先する形になる。ただ片方のことを決して放っておくわけではなく、地道に少しずつそういう調査を積み重ねて蓄積を用意しておきながら、次の世代のために準備をしていくのが今私たちの仕事だと考えている。

委員：現在、本当に心配なのは、横山古墳群の南側への宅地造成が入ったこと。その辺りは史跡の範囲に含まれていない。宅地造成の波が心配だ。だから、指定されていないというのは非常に恐ろしい。

事務局：全体が史跡となって価値が出る。やはり一部が指定されてもその魅力っていうのは伝わらない。全体が史跡となって初めて価値を発揮するところだと思っている。ただそれを公有化するためには、国の指定にまでやはり持っていけないと厳しいので、吉崎と兼ね合いを見ながら、県に一生懸命働きかけていく。吉崎に関しては、これはあわら市として取り組む。

事務局：吉崎は最重要としてよいか。

委員：吉崎御坊は最重要とするにしても、どのような方針で行くのか。

事務局：正式なところはこれからだが、多屋跡の方まで国指定範囲を広げる。そのために多屋跡を少しでも調査して、吉崎御坊の史跡全体としての活用計画を作って取り組んでいきたいと考えている。

委員：市の指定にはしないのか。

事務局：国史跡に追加を目指したい。

【報告2】文化財保存活用地域計画の策定について

(事務局から報告)

委員長：何かお気づきの点、あるいは指摘しておきたい点などはあるか。

委員：第3章について。「市の歴史と文化財の特徴」というところで、未指定文化財をこの段階で明示するのは、妥当か。例えば候補があるという程度やっただけと思うが、それを全部指定するわけでもないし、審議の結果これは指定できないというものもあるので、未指定まで、すでに指定されている文化財と同様に記載するのはどうだろうか。

委員：天然記念物に関する記載について。社叢林としての指定、あるいは巨木としての指定なのかどうか書き方を練ったほうがよい。

事務局：天然記念物について不案内なので、このように書いたらよいというのを何かいい案があったらぜひ指摘していただきたい。

委員：未指定文化財の件数は出さないだろうか。

事務局：調査をもとに、集積している。

委員：指定文化財はもちろん、未指定も含めてどんなものがあるか把握して、それを地域住民挙げて一生懸命盛り上げようというのが、地域計画である。報告書の中で巻末には、未指定のものも含めて、各地域における文化財は一覧で出てくるが、今後どのような方針でまとめていくのか。

事務局：こちらが事前に把握しているものや、アンケートや公民館まつりでの聞き取りとかを通して集めた情報などから未指定文化財の一覧表を作る予定である。

委員長：第1章から第3章は概要や、地域の概略などが中心なので、踏み入った中身については第4章以降となる。5月の保護委員会で第4章以降の詳しい中身についてはこれからいろいろご意見を伺うということになると思う。

【その他】市独自の文化財登録制度について

(事務局から説明)

事務局：市独自の登録制度について現在検討している。地元から指定の要望が上がってきたときに、指定にまでは至らないが、何らかの形で対応したいと思うケースがある。指定候補にあげてくること自体、地元が文化財を大事にしている意識の表れなので、そうした意識はこちらとしても大事にしたい。そのために、登録制度を設けて、指定には難しいけれ

ども登録という方向にすれば、地元の人たちの意識に多少なりとも報いることができるのではないかと現在考えている。

委員：その登録を実施したときに問題となるのは、お金の問題だ。補助金を支給するとなると一気に市の中のハードルが上がってしまう。そのあたりをどうされるかというところが一番大きな問題になるのではないか。

委員：単純に名目というか、登録だけで地元の人たちが納得するならいいと思うが、補助金となったときに難しいと思う。

委員長：そこだけが一番ネックになるのではないか。

事務局：登録にあたり、指定文化財で支給していた管理料などは難しいし、万一補助するにしても指定文化財よりは圧倒的に低い金額であれば、できなくはないかもしれない。

委員：国の登録文化財については、基本的に補助はあるが、優遇の意味合いが強く、ほかはない。

委員：登録制度を市で作っても、それが国だというのでネームバリューが何となくあるからいいと思ってくれるかもしれないが、市の登録となったときにそこまで意識を持ってくれるのかというのが懸念される。

委員：最近では未指定文化財とかにも力を入れようと文化庁が周知しているが、やはり指定物件が重い。だからその指定物件にもっと力を入れるべきだ。指定を中心とした体制が一番必要なのではないか。

委員：県市の指定ということが強みで、結果、文化財保護のために努力してくれるというあり方が一番いいのではないか。将来的には登録も視野に入れたとしても、現在は指定が一番重いというような形をとらないといけないのではないか。

委員：現在、指定件数は50とか60件であるが、例えば今登録するというにしたときに、どれぐらいのものを想定しているか。

事務局：正直、中身についてはまだ詰め切れていない。

委員：登録にした場合、保護に関しては一切何もしない方針なのか。または何かあったときに状況を市として把握することは考えているのか。登録した以上は、補助金は出さないまでも何か行動を起こすことが想定されると思う。

委員：登録したものの管理など、市として関与していけるのか。なかなか困難なのではないか。

委員：例えば正月のような地震があったとき、登録文化財の状況を把握してすることは大変なのではないか。

事務局：ただ、逆に登録してあれば把握がしやすいらしいという考え方もある。当然、連絡先とかを、資料館で台帳管理をすることにはなる。地域の人たちもその文化財が例えば登録されているということになれば、意識して連絡入れてくれることも考えられる。そういった効果があるのではないか。

委員：もっとそれこそ親しみを持てるようにしたらどうか。例えば特に建築の分野になる

が、あわら市において、景観条例なりを適用し、景観にのみ負担をする。重要建造物の場合景観的な面からの指定というケースは他の市町ではあるが、あわら市の場合はないのか。

事務局：指定はない。景観条例はある。

委員：その中でできることはないのかと思う。大野市とか、坂井市は事例としてある。周辺市町の事例を確認しながら、あわら市にあう方向性を見つけたらどうか。

事務局：この件については拙速に行わないで、もう少し制度設計や方向性など考えながら、決めていきたいと考えている。